

東京都児童発達支援事業所等利用支援事業実施要綱

令和5年8月17日

5福祉障施第221号

(目的)

第1条 この事業は、子供を2人以上持つ世帯が児童発達支援事業所等を利用した際に負担する第2子以降の利用者負担額を軽減することにより、安心して子育てできる環境づくりを推進することを目的に実施する。

(事業内容)

第2条 東京都（以下、「都」という。）は、対象児童の自己負担額に関し、保護者に児童発達支援事業所等利用多子負担軽減給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、児童発達支援事業所等の利用を無償化するものである。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「児童発達支援事業所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所をいう。
- (2) 「対象児童」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。
 - ア 児童発達支援事業所等の利用について、保護者が法第21条の5の5に基づく障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給の決定を受けていること。
 - イ 各年度の初日の前日における満年齢が0歳から2歳までの者であること（年度の途中で満3歳に達する者で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。）。
 - ウ 保護者が監護している者等のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の者
- (3) 「自己負担額」とは、児童発達支援事業所等の利用について、食費等の実費負担を除き、こども家庭庁長官が定める基準により算定した結果、保護者が負担する金額をいう。
- (4) 「保護者」とは、対象児童について法第21条の5の5に基づく障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給の決定を受けている者をいう。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、都とする。また、事業の実施に当たっては、適切な事業の運

営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託することができる。

(給付金の支給)

第5条 給付金は、令和5年10月1日以降に児童発達支援事業等を利用した際の自己負担額とする。

(給付金の支給手続)

第6条 都は、前条の給付金の支給に関し、別途定める手続により給付金を支払う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。